

 県 章	滋賀県公報	平成 24 年 (2012 年) 5 月 28 日 第 3549 号 月 曜 日 毎週月・水・金曜 3 回発行
目次 (印は、県例規集に登載するもの) ○ 告 示 滋賀県立琵琶湖博物館観覧料の徴収事務の委託 (環境政策課) 1 滋賀県立琵琶湖博物館駐車場使用料の徴収事務の委託 (環境政策課) 1 保安林予定森林の通知 (森林保全課) 2 ○ 公 告 危険物取扱者講習実施公告 (防災危機管理局) 2 建設業法に基づく許可の取消し処分の公告 (監理課) 4 随意契約の相手方決定の公告 (事業課) 4 ○ 健康福祉事務所告示 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (東近江) 5 ○ 県 税 事 務 所 公 告 軽油引取税免税証無効公告 (中部) 5 軽油引取税免税軽油使用者証無効公告 (中部) 6 ○ 正 誤 平成24年 3 月28日付け第3524号滋賀県告示第140号中 6		
告 示 滋賀県告示第306号 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第 1 項の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖博物館観覧料の徴収事務を次のとおり委託した。 平成24年 5 月28日 滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子 1 委託の相手方 株式会社ワン・ワールド 京都府京都市下京区綾小路通柳馬場東入る塩屋町60 - 2 ブロックMビル 2 委託事務の内容 滋賀県立琵琶湖博物館観覧料の徴収事務 3 委託期間 平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで 4 徴収の方法 現金で徴収する。 滋賀県告示第307号 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第 1 項の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖博物館観覧料の徴収事務を次のとおり委託した。 平成24年 5 月28日 滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子 1 委託の相手方 株式会社トールクロス 大津市におの浜四丁目 7 番 5 号 2 委託事務の内容 滋賀県立琵琶湖博物館観覧料の徴収事務 3 委託期間 平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで 4 徴収の方法 現金で徴収する。 滋賀県告示第308号 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第 1 項の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖博物館駐車場使用料の徴		

収事務を次のとおり委託した。

平成24年 5 月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 委託の相手方 東和警備保障株式会社 草津市西渋川一丁目11番 3 号
- 2 委託事務の内容 滋賀県立琵琶湖博物館駐車場使用料の徴収事務
- 3 委託期間 平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第309号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成24年 5 月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 大津市石山南郷町字中道1219 - 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第310号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成24年 5 月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 甲賀市土山町大河原字大川筋190 - 1、190 - 2、191から195まで、199 - 1、199 - 2、200
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

危険物取扱者講習実施公告

消防法 (昭和23年法律第186号) 第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習 (以下「講習」という。) を次のとおり実施する。

平成24年 5 月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 講習の種類

講 習 区 分	危 険 物 取 扱 者 免 状 の 種 類
給油取扱所の危険物取扱者	甲種 第 1 類の乙種 第 2 類の乙種 第 3 類の乙種 第 4 類の乙種 第 5 類の乙種 第 6 類の乙種 丙種
給油取扱所以外の危険物取扱者	甲種 第 1 類の乙種 第 2 類の乙種 第 3 類の乙種 第 4 類の乙種 第 5 類の乙種 第 6 類の乙種 丙種

2 講習の日時および場所

(1) 給油取扱所の危険物取扱者を対象とした講習

(前期)

日 時		講 習 場 所
		会 場 名 所 在 地
7 月 19 日 (木)	9 時 30 分 ~ 12 時 30 分	湖南広域消防局北消防署 守山市石田町 377 番地の 1
7 月 25 日 (水)	9 時 30 分 ~ 12 時 30 分	甲賀広域行政組合消防本部 甲賀市水口町水口 6218 番地
7 月 26 日 (木)	9 時 30 分 ~ 12 時 30 分	東近江行政組合消防本部 東近江市東今崎町 5 番 33 号
7 月 31 日 (火)	9 時 30 分 ~ 12 時 30 分	彦根商工会議所 彦根市中央町 3 番 8 号

(後期)

日 時		講 習 場 所
		会 場 名 所 在 地
10 月 16 日 (火)	9 時 30 分 ~ 12 時 30 分	彦根商工会議所 彦根市中央町 3 番 8 号
10 月 19 日 (金)	9 時 30 分 ~ 12 時 30 分	大津市勤労福祉センター 大津市打出浜 1 番 6 号

(2) 給油取扱所以外の危険物取扱者を対象とした講習

(前期)

日 時		講 習 場 所
		会 場 名 所 在 地
7 月 18 日 (水)	13 時 30 分 ~ 16 時 30 分	湖南広域消防局北消防署 守山市石田町 377 番地の 1
7 月 19 日 (木)	13 時 30 分 ~ 16 時 30 分	湖南広域消防局北消防署 守山市石田町 377 番地の 1
7 月 20 日 (金)	13 時 30 分 ~ 16 時 30 分	湖南広域消防局北消防署 守山市石田町 377 番地の 1
7 月 24 日 (火)	13 時 30 分 ~ 16 時 30 分	甲賀広域行政組合消防本部 甲賀市水口町水口 6218 番地
7 月 25 日 (水)	13 時 30 分 ~ 16 時 30 分	甲賀広域行政組合消防本部 甲賀市水口町水口 6218 番地
7 月 26 日 (木)	13 時 30 分 ~ 16 時 30 分	東近江行政組合消防本部 東近江市東今崎町 5 番 33 号
7 月 31 日 (火)	13 時 30 分 ~ 16 時 30 分	彦根商工会議所 彦根市中央町 3 番 8 号
8 月 1 日 (水)	13 時 30 分 ~ 16 時 30 分	滋賀県立文化産業交流会館 米原市下多良二丁目 137 番地
8 月 3 日 (金)	13 時 30 分 ~ 16 時 30 分	大津市勤労福祉センター 大津市打出浜 1 番 6 号

(後期)

日 時		講 習 場 所
		会 場 名 所 在 地
10 月 10 日 (水)	13 時 30 分 ~ 16 時 30 分	湖南広域消防局北消防署 守山市石田町 377 番地の 1

10月11日(木)	13時30分～16時30分	甲賀広域行政組合消防本部	甲賀市水口町水口6218番地
10月12日(金)	13時30分～16時30分	東近江行政組合消防本部	東近江市東今崎町5番33号
10月16日(火)	13時30分～16時30分	彦根商工会議所	彦根市中央町3番8号
10月17日(水)	13時30分～16時30分	滋賀県立文化産業交流会館	米原市下多良二丁目137番地
10月19日(金)	13時30分～16時30分	大津市勤労福祉センター	大津市打出浜1番6号

- 3 受講対象者 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項または第2項の規定により講習を受けなければならない者
- 4 受講手続および受講手数料 受講申請書に所定の事項を記入の上、滋賀県収入証紙4,700円を貼り付け、5に示す受付期間中に6に示す受付場所に提出すること。
- 5 受講申請書の受付期間 前期については、平成24年6月15日(金)から6月29日(金)まで（土曜日および日曜日を除く。）の9時から12時までおよび13時から16時までとする。なお、郵送による受付も行う（当日消印有効）。
後期については、平成24年9月11日(火)から9月27日(木)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時から12時までおよび13時から16時までとする。なお、郵送による受付も行う（当日消印有効）。
- 6 受講申請書の受付場所 社団法人滋賀県防火保安協会連合会 〒520 - 0044 大津市京町三丁目4番22号 滋賀会館南館4階 電話 077 - 521 - 3921
- 7 その他 その他詳細については、受講申請書の受付場所に問い合わせること。

建設業法に基づく許可の取消し処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定により次に示す処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年5月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 処分をした年月日 平成24年5月28日
- 2 処分を受けた者 有限会社ステップ
代表者 取締役 川崎太兵衛
主たる営業所の所在地 長浜市曽根町1309番地の1
建設業者の許可番号 滋賀県知事許可（般 - 22）第061308号
- 3 処分の内容 建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 建設業法第8条第1号に掲げる許可の欠格要件に該当するに至った。

建設業法に基づく許可の取消し処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定により次に示す処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成24年5月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 処分をした年月日 平成24年5月28日
- 2 処分を受けた者 滋賀アロー工業株式会社
代表者 代表取締役 笠井達也
主たる営業所の所在地 大津市唐崎一丁目29番45号
建設業者の許可番号 滋賀県知事許可（般 - 19）第010763号
- 3 処分の内容 建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 建設業法第8条第10号に掲げる許可の欠格要件に該当するに至った。

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定により公告する。

平成24年5月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 委託業務名および数量 びわこモーターボート競走場観客輸送乗合バスの運行 1回
- 2 契約に係る事務を担当する機関 〒520 - 0023 大津市茶が崎1 - 1 滋賀県総務部事業課 TEL 077 - 522 -

1122

3 随意契約の相手方を決定した日 平成24年 4 月 1 日(日)

4 随意契約の相手方の氏名および住所 〒601 - 8033 京都府京都市南区東九条南石田町 5 番地 京阪バス株式会社取締役社長 塩田正

5 随意契約に係る契約金額

(1) 本場開催時 往路・復路とも 220円 (単価 / 人)

(2) 場間場外発売時 往路 6,380円 (単価 / 回) 復路 7,700円 (単価 / 回)

6 契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号の規定による。

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第372号) 第11条の規定により公告する。

平成24年 5 月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 委託業務名および数量 びわこモーターボート競走場観客輸送乗合バスの運行 1 回

2 契約に係る事務を担当する機関 〒520 - 0023 大津市茶が崎 1 - 1 滋賀県総務部事業課 TEL 077 - 522 - 1122

3 随意契約の相手方の氏名を決定した日 平成24年 4 月 1 日(日)

4 随意契約の相手方の氏名および住所 〒520 - 0232 大津市真野一丁目 1 番62号 江若交通株式会社 代表取締役 土田正樹

5 随意契約に係る契約金額

(1) 往路 220円 (単価 / 人)

(2) 復路 本場開催時 11,000円 (単価 / 回) 場間場外発売時 9,900円 (単価 / 回)

6 契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号の規定による。

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第14号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第46条第 1 項の指定居宅介護支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成24年 5 月28日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 瀬 戸 昌 子

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	介護保険事業所番号	廃止年月日
ケアプランセンターすいれん	東近江市妙法寺町794	すいれん株式会社 代表取締役 寺下由香	東近江市妙法寺町794	2560590065	平成24. 4 .30

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成24年 5 月28日

滋賀県中部県税事務所長 中 村 孝

免税証 の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者 の所在地および氏名（名称）	亡失年月日
100 リットル券	農業	223904 ゝ 223926	23	平成24. 4 . 1 ゝ 平成25. 3 . 31	東近江市市子殿町240 滋賀蒲生町農業協同組合	平成24. 5 . 16

軽油引取税免税軽油使用者証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成24年 5 月28日

滋賀県中部県税事務所長 中 村 孝

業 種	記 号 ・ 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名（名称）	亡失年月日
農 業	滋 賀 県 第22 - 2 - 1486号	平成26. 3 . 10	東近江市石塔町1399 - 1 森進	平成24. 5 . 16

正 誤

平成24年 3 月28日付け第3524号滋賀県告示第140号中

ページ	行	誤	正
1	下から 2	第12条第12項第 2 号	第12条第 1 項第 2 号
	下から 2	第12条第12項第 3 号	第12条第 1 項第 3 号